

	案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (千円)	随意契約理由	根拠法令	問合せ先(直通TEL)
1	神戸市港務艇建造にかかる検討業務	2023年10月4日	(一般財団法人)日本造船技術センター	8,800	神戸市消防艇「くすのき」「たかとり」を含め、多くの官公庁船の建造にかかる設計・検討の知見・実績を有している。また日本で造船実績のない官公庁船の次世代エネルギー船の検討において、他港でも建造検討業務の実績があることから、当該業者のみが的確に業務遂行が可能である。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当	港湾計画課 (595-6301)
2	賃貸物件の維持管理計画書の作成及びデータ入力	2024年10月5日	阪神国際港湾㈱	8,861	本業務は、国策である国際戦略港湾を推進するためにコンテナ埠頭の機能の高度化や国際競争力強化等による戦略港湾の一体的運営を図ることを目的として、港湾運営会社である阪神国際港湾(株)に貸付している物件について、維持管理計画書の作成と貸付施設の点検結果を維持管理データベースに入力するものである。 本業務の遂行には貸付施設の現場点検が必須であり、現場との調整が不可欠である。阪神国際港湾(株)は港湾運営会社として、神戸港のコンテナターミナルの管理運営を行っており、コンテナターミナル利用事業者(転賃先)との各種調整を円滑に実施できる唯一の業者である。 さらに、神戸市と阪神国際港湾(株)の間で締結している賃貸借契約書の中で、貸付施設の点検・維持管理は阪神国際港湾(株)が実施することと定められており、阪神国際港湾(株)は本業務を適切に履行できる唯一の業者である。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当	経営課 (595-6278)
3	ポートアイランド第2期 コンテナターミナル拡張関連業務(その2)	2023年10月20日	阪神国際港湾㈱	1,309,000	本業務は、早期にコンテナターミナルの拡張事業を完了させ、神戸港の機能強化を図る必要があり、それにあたってはコンテナターミナルのオペレーターおよび拡張事業を行う国土交通省(直轄事業)、阪神国際港湾株式会社が自ら行う事業(貸付事業)との各種調整が必要となる。 阪神国際港湾株式会社は、港湾法が定める港湾運営会社として、神戸港のコンテナターミナルの管理運営を行っており、またコンテナターミナルの運営を熟知していることから、円滑に業務を実施することができる唯一の業者である。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当	物流戦略課 (595-6302)
4	地盤嵩上げに伴う新港第二突堤陸開再設置業務	2023年10月25日	豊国工業㈱	88,000	本業務は、新港第二突堤入口部の地盤嵩上げに伴い、既設の陸開(SG-2、SG-3)を一時撤去し、土地盤嵩上げ実施(別施工)後に同位置に再設置するものである。現在、新港第二突堤は本市が公募した新港突堤西地区(第二突堤)再開発事業において、「神戸アリーナプロジェクト」として、令和7年2月竣工に向け工事が進められている。当該陸開は、今後神戸アリーナの入口部に位置することとなり、施設開業及び運営に支障をきたさないよう、綿密な施工協議、調整が必須となる。作業にあたっては、現地の諸条件(周辺環境・地盤状態など)に基づき、①陸開扉体の撤去・復旧に関する工法、②陸開戸当りの改造方法、③津波・高潮の浸水被害を防ぐ止水性能の確保、④神戸アリーナプロジェクトへの影響の算定、⑤それらに関する施工工程、などを決定する必要がある。当該陸開は、豊国工業(株)が工事請負者として、設計から製作、据付まで一貫した管理体制のもと、平成18年1月に設置されたものである。本業務を実施するためには、設計、製作者にしか知り得ない製作図書等の技術資料や現場据付実績が不可欠であり、それを有していない他業者での実施は不可能である。よって、本業務の実施に必要な不可欠な技術を有し、再設置後の性能を担保させる必要があることから、設計、製作、据付業者である豊国工業(株)が唯一の委託先候補である。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当	工務課 (595-6311)
5	中突堤中央ビル区分所有物件調査業務	2023年11月24日	㈱NISSO	1,969	本業務は、中突堤中央ビルの再開発に伴う区分所有者の移転交渉を行うための補償調査である。当該建物では、令和3年から4年にかけて、当該事業者による建物全体の補償調査が行われている。今回対象となる住戸は、前回調査時に同意を得られなかったため未実施である。当該事業者は前回の調査時に同じ間取りの隣接住戸について実績があり、他住戸と同様の考え方で算定が出来る。同じ規格の住戸が並ぶ構造のため、算定の考え方については公平性の観点から統一すべきであり、本業務を担えるのは当該事業者以外にはない。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当	ウォーターフロント再開発推進課 (595-6307)
6	ウォーターフロント周辺地区照明演出調整業務	2023年11月27日	㈱神戸ウォーターフロント開発機構	5,106	本業務は、翌年度に公共施設の照明運動を開始するために、当該計画を具体化し、実施するものである。そのため、当該計画の内容及び周辺地域や周辺事業者の特徴や状況を理解し、夜間景観に関する専門家の知見を得ながら、ウォーターフロントエリア全体を活かす視点で検討し、また実施に向けて調整する必要がある。同時に今後、エリアマネジメント事業として周辺事業者へ参画を求めていく予定であり、これを見据えた調整も必要である。さらに対象施設の1つである神戸ポートタワーでは、工事の進捗を把握し、円滑に調整しながら業務を進める必要がある。 委託先候補は、都市利便増進施設としての夜間景観形成施設及び民間施設における、エリア全体のライトアップ照明運動を検討する「神戸ウォーターフロントエリアライトアップ照明運動基本計画業務」を受託しており、神戸ポートタワーの運営も行っている。 以上のことから、本業務を担えるのは、ウォーターフロントエリアにおいてエリアマネジメント事業を行うとして都市再生推進法人の指定を受けた㈱神戸ウォーターフロント開発機構以外にはない。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当	ウォーターフロント再開発推進課 (595-6307)

7	新港3突基部広場修景施設整備業務	2023年12月14日	神戸市造園協会	17,380	本業務では、建設局が行う「こうべ木陰プロジェクト」と連携し、税関南暫定広場に高木を移植することによって木陰を創出する。山林から臨海部への樹木の移植については、環境変化に対応させるため、健全で生命力の強い樹木の選定や切り詰め剪定の方法、維持管理方法（施肥や灌水、剪定）に、非常に高い造園技術と移植計画の立案が求められるものである。 当該業者は、様々な専門技術を有する約40社の造園業者で構成されており、単独の造園業者では設計・施工・管理が困難な複雑で多岐にわたる分野で難易度の高い造園業務を遂行できる団体である。また、当該業者は建設局が発注する「磯上公園他修景施設整備業務（「こうべ木陰プロジェクト」の実施業務）」の受注者であり、すでに移植元の現地踏査に着手していることから、本業務を確実・迅速に行うことができる唯一の団体である。以上の理由から、当該本業務の目的を実現する唯一の業者である。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当	ウォーターフロント再開発推進課 (595-6307)
8	神戸空港サブターミナル整備事業におけるマネジメント業務	2023年12月14日	(株)アクア	3,542	本業務は、2025年の国際チャーター便の運用開始・国内線の発着枠拡大に向け整備を進めている神戸空港サブターミナル（仮称）整備事業におけるマネジメント業務（以下、「本業務」という。）であり、具体的には、整備の設計段階において、本市の方針や意向、関西エアポートグループをはじめとする関係機関からの意見等を踏まえながら、建設後の運営・維持管理を含めたコストの妥当性・実現性の検証、削減提案等を行い、整備事業者と調整を行うものである。 本業務にあたっては、国際機能を有する空港の施設・機能を十分に理解していることはもとより、建設着工までの限られた時間の中で、直近の物価高騰や関西圏の空港建設・運営コストを的確に把握した上で、高度かつ専門的な検証・提案、円滑な調整を行うことが求められる。この目的を最も効率的かつ確実に遂行できる事業者は、直近の関西圏の空港整備において同業務を行っている当該事業者以外にはない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	空港整備課（595-6269）
9	効率的な電子データの管理運用に関するデータ化及びスキームの標準化（マニュアル作成）等業務	2024年12月20日	コニカミノルタジャパン株式会社	2,583	神戸市では平成29年6月より働き方改革を推進しており、業務の省力化・生産性向上の観点から「文書管理の効率化」や「内部事務作業の効率化」を進めている。今後、場所や時間に囚われない多様な働き方やDX推進の観点から、文書のPDF化（＝データ化）は必要不可欠である。本業務によって、PDF化したデータを効率的にaccessにて検索することが可能となる。 令和2年度においては、紙ファイルをデータ化した際の運用をルール化し、必要時に安易に検索できるフォルダ構成やaccessによる検索ツールを導入し、令和3年度においても継続してPDF化を行った。（令和2年度・3年度で、全体約2000冊のうち約150冊実施） 昨年度においては、文書を預けている民間倉庫へ行く前に、文書の有無について把握することができるよう、特に利用頻度の高い約350冊の件名目次のデータ化を、優先的に実施した。 現在、書庫まで電車を利用して文書の借用をし、文書のスキャンニングを行い、文書の返却をすることで多くの労力・時間を要しており、将来的な人員削減に対応するためにも本業務を引き続き実施すべきである。 本業務の履行において、文書管理に精通した専門的知識が必要不可欠であることに加え、マニュアル製作にあたるには、可能な限りこれまで実施した過去2年分の業務を踏襲し、整合性を図る必要があることから、令和2年度、3年度に本業務を委託したコニカミノルタジャパン株式会社に継続して委託することが必須である。よって、コニカミノルタジャパン株式会社と特命随意契約とする。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	経営課（595-6278）
10	新港第2突堤基部給水管推進業務	2023年12月25日	(株)大林組	5,456	本業務は、新港第2突堤内に新たに整備される緑地及び飲食店、並びに係留船舶への給水を行うための水道管を、設計・施工一括で推進工法により整備する業務である。当該管路の整備にあたっては、既設の防潮堤を下越し配管する必要があり、推進工事の実施が必要不可欠である。推進工事の実施のためには、現場状況に応じた工法の選定、立坑の設置位置ならびに寸法検討、周辺他工事との占用調整などが必要となるが、推進予定箇所は神戸アリーナ（仮称）建築工事を中心とした再開発事業の主要車両動線となっており、施工可能期間は極短期間に限定される。また、下越し対象構造物の社会的重要度を鑑み、工法選定に際しては、防潮機能を損なわないような慎重な検討が必要となる。一方で、アリーナ工事においても同箇所でのインフラ推進工事が予定されており、中圧ガス管、特別高圧電力管、アリーナ用上水道管が推進工事に一体的に整備される。これとは別に本市の推進工事を単独で実施した場合、前述の工程調整や施工検討が非常に難しくなることに加え、アリーナ工事とは別の立坑を新たに設けることとなり、効率性、施工性、経済性のすべての面で不利となる。これに対し、アリーナ工事と本市工事を同一企業で一体施工とした場合、各種施工調整が不要となるだけでなく、立坑や推進設備が共用可能となることから、経済的にも有利となる。これが可能なのは、アリーナ工事を施工している(株)大林組を除いて他に存在しない。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号	工務課（595-6311）
11	六甲アイランド地区RF2岸壁等改修（維持浚渫）業務	2023年12月20日	阪神国際港湾(株)	47,403	本業務は、神戸港の重要な物流インフラである六甲アイランドのフェリーふ頭 RF2 のフェリー航路の維持に必要な水域の浚渫等を実施するものである。現在、六甲アイランドの RF2 のフェリーふ頭において、フェリーの就航に必要な水深が確保できておらず、早期に浚渫を行い、フェリーの就航に必要な水深を確保する必要がある。一方、本業務にあたっては、神戸港の重要な物流インフラであるフェリー航路の運航を維持しながら行う必要があり、それにあたってはフェリーふ頭の事業者との各種調整が必要となる。 阪神国際港湾(株)は、港湾法が定める港湾運営会社として、神戸港のコンテナターミナル、フェリーふ頭の管理運営を行っている。そのため、フェリーふ頭の運営を熟知しており、フェリーを運航させながら、事業を実施するために、当該地のフェリー事業者と密接な事業調整が可能であることから、当該業務を円滑に業務実施することができる唯一の業者である。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当	港湾計画課（595-6301）

12	ハーバーハイウェイ ETC 機器保守業務	2024年1月31日	高速道路トールテクノロジー(株)	7,997	本業務は、港湾幹線道路（ハーバーハイウェイ）に設置する ETC 機器の保守点検を行うことにより、常に正常な状態に管理・保守するとともに、障害発生時の早期復旧を目的とした緊急対応を行うものである。当該業者の高速道路トールテクノロジー(株)は、来年度 NEXCO 西日本(株)と締結予定の「計数管理業務及び料金収受機械等保守整備業務の実施並びに通行料金の精算方法等に関する協定」で料金収受機械の保守整備業務を請け負う予定である。ETC 機器と料金収受機械は、システム内において一体的に機能する機器であり、ETC 機器の保守および緊急対応についても料金収受機械と同一業者で実施させることで、システムとしての性能を担保する必要がある。上記業者は、ETC 機器の保守点検に関する専門的な知識や技術および他の道路公社等での保守点検実績があるなど豊富な知識と経験を有しており、本業務を確実に履行できる唯一の業者である。以上の理由から上記業者と特命随意契約を締結するものである。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当	工務課 (595-6311)
13	新港第2突堤端部緑地基盤整備業務	2024年2月20日	(株)大林組	39,513	本業務は、新港第2突堤外周部に計画されている港湾緑地を本整備するのに先立ち、南側緑地の粗造成・嵩上げ、インフラ管路埋設等の基盤整備を設計・施工一括で行う業務である。新港第2突堤はウォーターフロント再開発事業として、令和7年4月の供用開始を目標に民間事業者がアリーナ建設を進めている。また、突堤南側では、港湾法第51条（港湾環境整備計画）を活用した民間飲食店の建設計画も進められており、突堤外周部に民間事業と一体となった公共の港湾緑地を整備する計画となっている。港湾緑地の最適な管理・活用を行うと共に、ウォーターフロントの賑わい効果が最大限に発揮されるためには、これらを同時に供用開始することが必要である。これらの事業は密接不可分の関係であり、突堤内の狭小な工事ヤードや限られた工事車両動線などの厳しい施工条件のもと、3者にて設計・施工等の調整を随時行ってきたが、令和6年夏頃までに南側緑地の造成・嵩上げが完了しない場合、3者の施工ヤードや工事車両動線の輻輳・重複が避けられず、特にアリーナ建設の工程との関係で、南側緑地造成工事に待ちが発生することとなり、供用開始時期が遅れることが判明した。このため、南側緑地の造成等に早急に着手し、前述の期日までに完了させる必要が生じている。また、本業務の安全かつ円滑な履行のためには、工事車両動線の円滑な確保が重要となることから、安全管理者は可能な限り集約されることが望ましい。更に、工事車両は通常閉鎖されている防潮鉄扉を開放して通行せざるを得ず、日々の開閉管理が必要となることから、防災面においても最小限の同一の安全管理者とすべきである。上記の通り、本業務を行うにあたっては、アリーナ工事と逐次連携しながら一体的に進めていくことが合理的で必要不可欠である。これらを実現できるのは、アリーナ工事を施工している(株)大林組を除いて他に存在しない。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当	工務課 (595-6311)
14	神戸空港の運営に関する検討業務	2024年2月21日	新日本有限責任監査法人	9,823	本業務は神戸空港の運営に係る業務内容の精査を必要とするものであり、委託先候補は神戸空港のコンセッション導入時の調査検討業務の中で、運営スキームや業務内容の検討を行った実績を有し、経緯を含めて神戸空港の運営について精通し検討業務を実施できる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	空港調整課 (595-6272)
15	神戸ポートタワー照明整備業務	2024年2月26日	(株)神戸ウォーターフロント開発機構	9,859	本業務は令和5年12月21日の神戸ポートタワーのライトアップ再開以降に、市民等から寄せられた意見を受けて行った調査結果を踏まえて、対策を検討し実施するものであるが、改修工事が進む中、タワーの開業に向け令和6年3月31日までに完了する必要があるため、本市タワー改修工事及びタワーの運営事業者工事と調整を行いながら迅速かつ適切に業務を進める必要がある。当該事業者は、令和4年度に照明施設を含めたウォーターフロントエリアの都市利便増進施設を一体的に管理する法人として、都市再生特別措置法に基づく都市利便増進協定の認定を受けており、照明運動演出を見据えた設計・整備を行うことができる。また、現在実施中の運営事業者工事を統括していることから、迅速かつ適切な業務遂行が可能である。以上より、本業務を担えるのは当該事業者以外にないことから、特命随意契約とする。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	ウォーターフロント再開発推進課 (595-6307)
16	コンテナ貨物仮置き場関連業務	2024年3月8日	阪神国際港湾(株)	59,774	本業務は、ポートアイランド第2期のコンテナターミナルと一体となって円滑な港湾物流を支える「コンテナ貨物仮置き場」の補修および増設を実施するものである。本整備にあたっては、コンテナ車両と整備の輻輳を避けるため、コンテナターミナル貨物のひっ迫状況等を見極めながら、それにより利用の多少が変動するストックヤード運営に影響の少ない工程や施工方法を検討する必要がある。なお増設については、コンテナターミナル拡張関連工事が進行し、さらに本年4月からは KICT 内の工事が着手予定となっているため、ターミナル内のひっ迫度が増す恐れがあることから、コンテナターミナルと一体となり円滑な港湾物流に資するコンテナ貨物仮置き場の増設は、早期に実現する必要がある。以上、各関係者と円滑に調整し、迅速に本業務を遂行できるものは、神戸港のコンテナターミナルを管理運営していることに加え、市発注の別件「コンテナターミナル拡張関連業務」を実施しており、日々変化するターミナルの状況を把握できる、阪神国際港湾(株)以外には考えられないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当	港湾計画課 (595-6303)
17	ETCシステムを利用した港湾幹線道路における「NEXCO発行のETCカード」等による使用料の徴収収納事務委託	2024年3月27日	西日本高速道路株式会社 関西支社 (NEXCO西日本)	24,000	港湾幹線道路において、電子情報処理組織 (ETCシステム) を利用した料金収受を行うためには、国民が保有する全てのETCカードに対応する必要がある。委託先候補企業と契約しなければ、使用できないETCカードが発生し、ETCによる料金の支払いができないことに加え、料金の収受遅滞による交通渋滞等の混乱を生じさせる懸念があるため、日本国内で使用できるETCカードを発行する全ての会社と特命随意契約を締結する。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当	神戸港管理事務所 (304-2500)

18	ETCシステムを利用した港湾幹線道路における「ETCクレジットカード」を使用した指定納付受託者による料金決済契約	2024年3月27日	(株)ジェシービー、三井住友カード(株)、三菱UFJニコス(株)、ユーシーカード(株)、三井住友トラストクラブ(株)、アメリカン・エキスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド、(株)クレディセゾン、イオンフィナンシャルサービス(株)、SMBCファイナンスサービス(株)、トヨタファイナンス(株)、(株)オリエン特コーポレーション	16,000	港湾幹線道路において、電子情報処理組織（ETCシステム）を利用した料金收受を行うためには、国民が保有する全てのETCカードに対応する必要がある。委託先候補企業と契約しなければ、使用できないETCカードが発生し、ETCによる料金の支払いができないことに加え、料金の收受遅滞による交通渋滞等の混乱を生じさせる懸念があるため、日本国内で使用できるETCカードを発行する全てのアクワイアラ（11社）と特命随意契約を締結する。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当	神戸港管理事務所 (304-2500)
19	神戸空港手荷物搬送設備整備業務	2024年3月28日	竹中工務店・湊建設工業・TC神鋼不動産建設・梓設計グループ	798,930	神戸空港手荷物搬送設備（以下、本設備）は、現在、別途契約の「神戸空港サブターミナル（仮称）整備事業」にて整備中の新ターミナルに設置する旅客の手荷物を搬送するコンベヤ並びにその搬送システムである。本設備は、航空会社等の利用者へ仕様等のヒアリングを実施の上、詳細を決めていく必要があった。本設備の整備にあたっては建物の特性に合わせたコンベヤルートの設計が必要であり、またコンベヤルートは建物の構造、平面レイアウト、工事工程および工事間の調整への影響が大きいため、新ターミナルと一体的に整備する必要があるため、建物の設計、施工の全体の内容を把握している本体整備受注者が行うことが円滑に事業を遂行する上で不可欠である。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当	空港整備課（595-6269）
20	ハーバーハイウェイ（港湾幹線道路）における計数管理業務	2024年3月29日	高速道路トータルテクノロジー(株)	1,500	NEXCOが発行するコーポレートカード（ETCカード）を使用した通行データの処理及び大口・多頻度割引に係る帳票等の作成については、NEXCOの子会社である委託先候補企業と契約しなければ一元的な管理・処理ができないことから特命随意契約を締結する。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当	神戸港管理事務所 (304-2500)
21	ハーバーハイウェイ（港湾幹線道路）における料金收受機械等保守整備業務	2024年3月29日	高速道路トータルテクノロジー(株)	5,500	ハーバーハイウェイにおけるETCシステム導入に際し、料金收受機械もNEXCO仕様による機器に更新されており、同様の料金收受機器及びETC設備については、全国一括して保守業務等を取り扱う委託候補事業者でなければ実施できないため、特命随意契約を締結する。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当	神戸港管理事務所 (304-2500)